

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部財政課）

諮問 日：平成 29 年 4 月 13 日（諮問第 139 号）

答申 日：平成 30 年 3 月 14 日（答申第 111 号）

内 容：「医療福祉拠点構想に係る顧問弁護士との相談調書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 29 年 1 月 11 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

県の医療福祉拠点構想に関連し、県が一般財団法人滋賀県教育会館に出した文書、教育会館から受け取った文書、県の顧問弁護士との相談調書、県と教育会館との話し合いを記録した文書、平成 27、28 年度の教育会館に対する公有財産使用許可書

2 実施機関の決定

平成 29 年 1 月 26 日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表 2 の「公文書の名称・内容」欄の文書を特定の上、同表「非公開部分」欄の情報を同表「非公開理由」欄の理由により非公開とし、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 29 年 1 月 30 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、「県の顧問弁護士との相談調書」について、一部公開とした処分を取り消し、全部公開することを求める。

2 審査請求の理由

顧問弁護士への相談で得られた見解や方針は、交渉相手には既に伝わっていると思料されることからすれば、全部公開とすることが今後の交渉に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、実施機関の主張は、非公開部分を公開しない理由にならない。「支障を及ぼすおそれ」について、実施機関は、法的保護に値する蓋然性を具体的に説明していない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 本件対象公文書について

公開請求書に記載された「県の医療福祉拠点構想」とは、滋賀県が県庁西側の県有地において計画中の在宅医療福祉を推進するための医療福祉センター機能およびリハビリテーション専門職を中心とした医療福祉専門職の養成を担う人材育成機能を併せ持つ医療福祉拠点を整備する事業である。その事業対象地には、一般財団法人滋賀県教育会館（以下「教育会館」という。）の建物の所在地も含まれていることから、実施機関は、教育会館に対して退去を求める交渉を進めているところである。

本件審査請求の対象となった顧問弁護士相談結果報告（平成28年12月15日および16日）は、教育会館との退去に向けた交渉について、顧問弁護士に法的見地からの意見を求めた際の記録であり、その内容には、教育会館との交渉内容が含まれている。

3 非公開理由について

教育会館との交渉は、双方が信頼関係の下で話し合いをしているものであり、その交渉内容を含む顧問弁護士への相談内容等を公開することは、相手方との信頼関係を損なうことになるため、交渉に支障を及ぼすおそれがある。

また、顧問弁護士への相談で得られた見解や方針には、今後の話し合いの中で活用していく部分も含まれているため、公開することにより、今後の交渉に支障が生じるおそれがある。

場合によっては、今後、訴訟も想定されるところであり、こうした手の内情報を公開することになれば、当該訴訟においても支障が生じるものと考えられる。

したがって、非公開部分は、条例第6条第6号に該当するものである。

なお、審査請求人は、顧問弁護士への相談で得られた見解や方針は教育会館に既に伝わっていると思料されることからすれば、全部公開とすることが今後の交渉に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないと主張しているが、実施機関が確認した全ての情報が教育会館に伝わっているわけではない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件審査請求に係る対象公文書は、実施機関が、顧問弁護士と行った相談について記録した「顧問弁護士相談結果報告」とされる文書である。当該文書には、相談が行われた日時、相談を行った実施機関の職員の役職および氏名、弁護士の氏名、相談事項、出席者の発言内容などが記載されており、相談の内容は、県有地からの退去に係る教育会館との交渉に関するものであることが認められる。

実施機関は、条例第6条第6号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、これを不服として非公開部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(2) 非公開部分の条例第6条第6号該当性について

ア 出席者の発言内容

実施機関は、非公開とした部分は、今後の交渉および訴訟において活用する実施機関の手の内情報であって、これを公にすると、今後の交渉および訴訟に支障が生じるおそれがあると主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、非公開部分のうち出席者の発言内容に係る部分においては、実施機関および顧問弁護士による見解等が示されており、教育会館との退去交渉に関する法律上の争点やそれに対する検討の状況、実施機関における今後の対処方針や留意事項等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

実施機関においては、今後、交渉によって解決しない場合には、訴訟に発展することも考えられるとしており、これまでに交渉が円滑に進んでいない状況がうかがわれることに鑑みれば、こうした事態が想定されていることは理解できるものである。

そして、このような状況の下、上記のような出席者の発言内容を公にすれば、実施機関における検討内容の詳細が相手方に明らかとなり、訴訟となった場合には、実施機関による攻撃防御のポイントが容易に類推されることに繋がるなど、今後の実施機関の訴訟事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるものと認められる。

審査請求人は、顧問弁護士への相談で得られた見解や方針は既に教育会館に伝えられているもので、全て公開したとしても支障を及ぼすおそれはないと主張しており、確かに、当該相談の結果は、実施機関の見解等として実施機関から教育会館に伝達されているとも考えられるところである。

しかしながら、教育会館に伝達されているのは、あくまで当該相談に基づいた実施機関の見解等であって、相談時における検討の内容そのものではないと考えられ、教育会館に対して実施機関の見解等が伝達されていることをもって、直ちに本件相談記録が全部公開できるものではないと言えない。

したがって、出席者の発言内容に係る部分については、条例第6条第6号に該当するものと認められる。

イ その他の部分

実施機関は、相談内容の概要や項目、相談後の対応など、出席者の発言内容以外の部分についても、公にすれば、実施機関の手の内情報が明らかになるとともに、教育会館との信頼関係が損なわれることで、今後の交渉等に支障が生じるおそれがあると主張している。

しかしながら、当審査会が本件対象公文書を見分したところ、これらの情報は、弁明書における記載や既に報道されている内容から明らかなもの、実施機関における検討が容易に類推できるものや単なる事実の記載に過ぎないものと認められる。このような情報は、いわゆる手の内情報とは到底言えないものであり、また公にしたとしても教育会館との信頼関係が損なわれるとは考え難いものである。実施機関の説明においても、当該部分を公にすることの支障およびそうした支障が生じる理由について、特段の具体的な説明は行われていないものと言わざるを得ない。

したがって、出席者の発言内容以外の部分については、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

4 付言

実施機関は、本件処分に係る決定通知書において、「公文書の公開をしない部分」の一部について「記の部分」と記載していることが認められる。

これは、対象公文書中の「記」の箇所に記載された情報を非公開とすることを示したものと考えられるが、このような記載では、具体的にどのような情報が非公開情報に該当するとされたのかを審査請求人において理解することはできない。条例第10条第3項の規定により理由付記の制度が設けられた趣旨からすれば、「公文書の公開をしない部分」の記載については、当該部分の記載箇所を示すのではなく、非公開とした部分の内容がどのような情報であるのかを具体的に示す必要があると言うべきである。

実施機関においては、今後、このようなことがないよう、より一層の適正かつ慎重な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 29 年 4 月 13 日	・実施機関から諮問を受けた。

平成 29 年 9 月 22 日 (第 260 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 29 年 11 月 27 日 (第 262 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成 30 年 2 月 5 日 (第 264 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の審議を行った。
平成 30 年 3 月 1 日 (第 265 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の審議を行った。

別表 1

頁	公開すべき部分
17	全部
18	「用件」の全部、「概要」のうち項目（ゴシック体の部分）
19～22	「概要」のうち項目（ゴシック体の部分）
23	「回答要旨」以外の部分

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

別表 2

請求	公開請求の内容	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1	県が教育会館に発出した文書	意見書に対する見解について（平成 28 年 12 月 28 日付け滋財第 2184 号）	記の部分	6 号
請求 2	県が教育会館から受け取った文書	県医療福祉拠点整備事業のため土地返還を求める滋賀県への意見書の提出（平成 28 年 12 月 12 日付け滋賀県教育会館発第 3 号）	教育会館の印影および弁護士情報	2 号
		意見書および添付書類（平成 28 年 11 月 14 日）	教育会館の見解および添付書類	6 号
		意見書および添付書類（平成 28 年 11 月 14 日）	意見の趣旨、理由および添付書類	6 号
請求 3	県の顧問弁護士との相談調書	顧問弁護士相談結果報告（平成 28 年 12 月 15 日）	相談事項、回答要旨および主務課の方針等	6 号
		顧問弁護士相談結果報告（平成 28 年 12 月 16 日）	相談事項、回答要旨および主務課の方針等	6 号
請求 4	県と教育会館の話合いを記録した文書	電話記録（平成 28 年 11 月 8 日）	標題、電話の相手方、背景および概要	6 号
		話合い記録（平成 28 年 11 月 29 日）	面談の相手方、用件および概要	6 号
		話合い記録（平成 28 年 12 月 28 日）	面談の相手方、用件および概要	6 号
請求 5	平成 27、28 年度の教育会館に対する公有財産使用許可書	平成 27 年度公有財産使用許可書	—	—
		平成 28 年度公有財産使用許可書	—	—

※「非公開理由」欄：2 号 = 条例第 6 条第 2 号該当、6 号 = 条例第 6 条第 6 号該当